

令和2年第9回取手市教育委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年10月27日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当） 豊島 寿
公民館課長 大野 篤彦
図書館課長 飯塚 稔
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 事
議案第58号 取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第59号 取手市立取手グリーンスポーツセンター指定管理者選定
について
報告31 取手市立学校等給食運営協議会からの答申について
報告32 いじめ防止策の取組み状況に関する報告について
8. そ の 他
(1) 令和2年第3回取手市議会定例会一般質問について

9. 会議の概要

午前9時30分開会

○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和2年第9回取手市教育委員会定例会は、成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

○教育長

配布物はよろしいでしょうか。それでは、まず教育長報告をさせていただきます。私から3点報告させていただきます。

まず1点目、10月13日に、登校時における児童の交通事故の発生がございました。当日13日の午前7時40分ごろ、取手市井野台の狭い交差点ですが、こちらの交差点で登校中の児童が車にはねられて重傷を負うという痛ましい事故がございました。事故現場は、道路の幅員が狭く、見通しが悪く、変則的な交差点になってございます。児童は、登校班の集合場所に向かう途中に、交差点で左右確認をせずに道路に飛び出して事故に遭ったものです。

事故後の対応ということで、当日からの対応がございました。教育委員会から小中学校に対しまして、交通事故の未然防止に関わる指導の実施についてというメールを配信しまして、下記の2点について依頼をしたところでございます。1つは帰りの会、当日のこともございますので、帰りの会での児童生徒の指導ということで、交差点や丁字路では必ず一時停止をして左右の安全確認を行うことを含めて5点について注意喚起をしたところでございます。また、②にございますけれども、スクールガード等と連携しながら教職員による登下校の見守りを行っているところでございます。また、この点につきましては、教育委員会職員による登校時の立哨指導を10月15日から30日にかけて毎朝実施したところでございます。また、その他の対応ということで、注意喚起の看板を2カ所に設置、また路面表示、交差点を強調するような白線の停止線について、今後設置予定になってございます。

そのほか、教育委員会の櫻井委員からもお話をいただいたところですが、地域の方が見守りを行っていただく中で、その時間を早めるとか、場所を少し広めていただくとか、そういった御協力をいただいているところでございます。こういった対策を通して、二度とこのような痛ましい事故が起こらないように注意喚起をしてまいりたいと思っております。

2点目でございます。学校保健特別対策事業費補助金の活用、コロナの対策でございます。各学校において新型コロナウイルス感染症対策等を徹底しながら、子どもたちの学習を保障するため、国の補助金ないしは交付金を活用して3密を避けるなどの感染症対策を実施しているところでございます。具体的には、前回の教育委員会定例会でも御説明しましたが、修学旅行の代替行事を実施するに当たり、バスの台数をふやすことで児童生徒の密集を避ける対策等を行っているほか、物品等の購入によりまして、各学校において次のような感染予防を図っているところでございます。常用の手洗い石けんや消毒液の補充や、飛沫感染防止用のパーテーション、ついででの使用、また子どもたちが接する機会等を避けるために、学習内容の変更に伴う備品の購入や、換気の徹底を図るための対策、また教室を分散するための大型モニターの

利用、また掃除をなるべく床に子どもたちが触れずに床掃除を行うための掃除機やお掃除ワイパーの購入、また冬季を迎えるために飛沫感染のリスクを下げるために加湿器や加湿機能を有した空気洗浄機の活用等を行っているところでございます。

3点目、取手市サタデースクール「とりさた」の実施ということで、これは小学生の自主的な学習をサポートする事業でございます。平成29年度からスタートして、今年が4年目になります。昨年度までは、小学校の5、6年生のみということでございましたけれども、今年度は中学3年生も対象に加えて実施しております。参加希望者は、3会場を選択して参加登録することになってございます。各会場とも、原則第1、第3の土曜日の月に1回、午前中2時間を利用して実施するところです。これについては、教員経験者ないしは大学生などの学習サポーターと、高校生のボランティアが、子どもたちが自主的な学習をする上での学習をサポートする仕組みになってございます。それぞれの子どもたちが学習物を持ち込むわけですけれども、そこで学習サポーターや高校生のボランティアに対して進んで質問するような姿が見られて、熱心に学習に取り組んでいる状況でございます。

また、高校生のボランティアの中には、ずっと継続して活動していただいている生徒さんもいらっしゃいます。中には、大学を通して教員を目指す、実際に採用試験を受験されている方、合格されている方もいらっしゃると聞いております。そういったことで、子どもたちばかりではなくてサポートする側の学びの場というふうになっている状況でございます。例年ですと7月からなんですけれども、コロナの状況ということで11月からスタートして全11回を予定しているところでございます。対象の児童もふえて、中学生を加えるということで、総数が125名ということで、人数が多くなってございます。その関係で、学習サポーターや高校生のボランティアも多くの方に御協力いただいている事業でございます。

私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

議案第58号、取手市立学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いします。

○指導課長

議案第58号、取手市立学校管理規則の一部を改正する規則についてでございます。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業措置により不足が生じた授業時数を確保するため、取手市立学校管理規則の一部を改正するものでございます。

御手元の資料の3ページをごらんください。3ページからまず説明をさせていただきます。6月8日、学校が再開したわけなんですけど、それ以降の授業時数、可能な最大限の授業時数ということで6月15日現在で算出したものでございます。これをもとに、各小中学校におきましては、現在、授業を進めているところでございます。現在の状況としましては、この10月に再度、各学校の授業の進捗状況について指導課で調査を行っております。8月のものと比較をしまして、まず卒業学年に特化してお話をさせていただきたいと思うんですが、小学校6年生におきましては、8月の調査時点で、計画どおりに進んでいるというところが9校、若干のおくれが見られるというところが5校でございました。そしてこの10月の調査では、計画どおりに進んでいるという学校が12校、まだ若干のおくれが見られているのが2校というところで

ございます。中学校3年生につきましては、8月の時点で5校が計画どおりに進んでいる。若干の遅れが見られるが1校でございました。そして、この10月の調査では、6校全てが計画どおりに進んでいるというところで、授業進度を取り戻したという状況でございます。ですが、この後、季節性のインフルエンザなどにより臨時休業、それから学級閉鎖、学年閉鎖等が予想されることから、この6月に計画をしました案に基づきまして、今回、学校管理規則の一部を改正させていただきたいと思っております。

資料の1ページにお戻りください。7月の定例会におきまして、夏季休業日の短縮のところについて御承認をいただいたところなんですけど、今回の定例会におきまして、3項(2)、冬季休業日についての短縮について御提案を申し上げます。本来であれば、12月25日から1月7日までが冬季休業日となっているところなのですが、先ほど申し上げましたとおり、今後の季節性のインフルエンザ、それからコロナウイルスの感染拡大の状況などから、学校が臨時休業になったり、学年閉鎖、学級閉鎖などが想定されることから、今年度、令和2年度に限り、冬季休業日を12月26日から翌年1月5日までというふうにさせていただきたいと考えております。なお、通常よりも3日間短縮になっているところなんですけど、この3日間については、学校給食を提供する方向で現在進めているところでございます。

以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

大越課長、近隣の状況とか、そういったものはわかりますか。

○指導課長

近隣の市町村におきましても、7月の時点で、冬季休業を短縮するということがあったり、県民の日を授業日にするなどの取り組みのことについては、情報を交換しております。早い市町村におきましては、7月の時点で、冬休みのことについても学校管理規則の改正を行っているということで情報を得ております。

○教育長

そういった近隣の状況を参考までお話しさせていただきました。

○小谷野委員

反対というわけではないんですけど、国のほうの話だと11日ぐらいまでゆっくり休みをとって、出かけられるようなことをなんていう状況で、出ている関係もあったりして、それからすると、ちょっと逆行するかななんて思っちゃったんですけど。確かに今、時数関係が一番というような状況になっていて、それはやむを得ないところだと思うんです。ただ、先ごろ発表された文科省のいじめとか暴力行為等がふえている、おととの現状からしますと、今後もその辺のところも加味しながらですね、ちょっとこれはこれとしてやるにしましても、子どもたちの心の面のケアを十分に視野に入れながら進めるというふうなことを、ぜひやっていただきたいなということを考えています。よろしくお願いいたします。

○指導課長

今、小谷野委員からお話がありましたとおり、やはり授業時数を確保するということがと一体的に子どもたちの心のケアということで、進めていく必要があるかと考えております。その際に、各学校で今実施をさせていただいているアンケートであったり、こころのチェックシート、そういったものの活用を確実にしながら、子どもたちの

見守りを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。これより、議案第 58 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 58 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 58 号は、原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第 59 号、取手市立取手グリーンスポーツセンター指定管理者選定についてを議題といたします。

本件についての説明を豊島藤代スポーツセンター長お願いします。

○藤代スポーツセンター長

では、議案第 59 号、取手市立グリーンスポーツセンター指定管理者選定について説明をさせていただきます。提案理由は、取手市立取手グリーンスポーツセンターの指定管理者候補者選定について、取手市公の施設指定管理者選定委員会委員長から答申を受けましたので、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定することについて御提案するものでございます。

まず、1 ページのほう、審査結果をごらんいただきたいと思います。優先交渉権者は、TAC・HBS・アクアライフグループ共同事業体となりました。こちらは、株式会社東京アスレチッククラブ、株式会社日立ビルシステム、西新サービス株式会社、特定非営利活動法人つくばアクアライフ研究所の 4 社からなる共同事業体となっております。恐れ入りますが、以下の説明におきまして、こちらの名称を「TAC」と省略をさせていただきます。一方、次点交渉権者は、日本スポーツ・暁飯島共同事業体となりました。こちらは、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会と暁飯島工業株式会社、こちらの 2 社からなる共同事業体です。こちらも以下の説明において「日本スポーツ」というふうに省略をさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。

まず、選定の経緯について少し説明をさせていただきます。選定に当たりましては、6 月の定例教育委員会でも御説明させていただきましたが、7 月 29 日に第 1 回目の選定委員会を開催しまして、公募に当たっての要項や選定手続などについて協議を行いました。その後、8 月 5 日から 9 月 15 日までホームページ上において公募を行っております。その間、8 月 24 日に現地説明会を行いまして、その際 10 社の参加がございました。ただ、ここで申します 10 社というのは、共同事業体という形での参加ではなくて、各企業単独での参加ということになりますので、実際 10 社が参加はされておりますけれども、実際のところはっきりはわかりませんが、4 ないし 5 の共同事業体の説明会への参加であったのかなというふうに考えております。その後、9 月 16 日から 20 日まで応募の受付期間としまして、最終的に今回のこの 2 つの共同事業体の応募がございました。そして 10 月 9 日に、第 2 回選定委員会を開催しまして、それぞれのプレゼンテーション並びに質疑応答を実施いたしまして、そ

の内容について審査を行ったところでございます。

審査に当たりましては、資料の4ページにございますように、各審査項目ごとに配点されました審査表に基づきまして、9名の委員が、それぞれ持ち点を200点として採点しております。こちらの資料の点数は、この9名の合計点数で記載していますので御注意いただきたいと思います。審査の結果を見ますと、評価項目8番の自主事業実施計画に関する事項、これ以外は全てTACのほうが上回る結果となっております。TACは、合計得点が1,361点、100点満点で得点率としますと約76%ですね。一方、日本スポーツが1,142点、こちらは得点率が約63%となっております。具体的な評価の内容につきまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、TACですが、「誰ひとり取り残さない公共スポーツ施設」を掲げまして、これまで2期10年間で培いました経験とネットワークを生かして、さらなる発展と向上を提案しています。高く評価された点は、以下のとおりであります。まず、来期における目標数も増員の方向性を示し、具体的な事業の実施計画のもと、さらなる利用者の増加を見込んでいること。施設の維持管理において、専門の有資格者をそれぞれの確に配置し、高い水準で維持管理できる体制が整えられていること。次に、利用者からの声を十分に把握しており、例えばコインロッカーの無償化、トレーニング機器の増設とリニューアル、トレッドミルですとか筋力系マシン、こういったものを入れかえたり、新しいものに交換すると。それからマッサージチェア、こちらも更新、こういったものも提案いたしまして、利用者の利便性を図りまして、ニーズに合った提案がなされております。また、危機管理面におきまして、感染症対策としましてサーマルカメラを導入するなど、そのほか災害、防犯、事故対応、情報管理、そういった面におきまして、具体的な計画が示されており、職員の研修計画についても充実したものとなっております。収支計画においては、具体的な省エネ化計画としまして、屋内プールの照明、全部で42灯あるんですが、こちらを全てLED化し、CO2、それから電気料の削減を提案しております。また、指定管理料についても上限額を上回ることなく、5年間で年々減額するという計画であり、他社と比較しましても5年間で約800万円以上低い額となっております。また、収支計画を上回る利益が生じた際には、その一部を市に対しまして利益還元することも提案されています。以上、これらの理由と、採点による得点結果から、TACが優先交渉権者として適当であるとの結論に至ったものでございます。

一方、次点交渉権者として選定されました日本スポーツにつきましては「多様化するニーズに 대응していく」ということを掲げ、NPO法人であり、スポーツにおけるネットワークの確立、また施設管理における構成団体の高い実績により、安定的な施設運営を図るとしてございます。こちらの高く評価された点は以下ようになります。まず、自主事業におきましては、屋内外を問わない多種多様な事業提案がありました。さらには、館内に図書コーナー、それから学習スペース、フリースペースなどの設置ですとか、Wi-Fi環境の整備、コインロッカーの無償化、SNSの活用など、新たな提案がございました。優先交渉権者には及ばないものの、全体的に公募要項の水準を満たす管理運営が可能であると見込まれますことから、次点交渉権者として適当であるという結論に至ったものでございます。

最後になりますが、今後の予定といたしましては、11月に仮協定の締結、12月議会での議決、1月には基本協定書の締結、そして4月1日付けで年度協定書の締結を行うというような予定となっております。

説明は以上になります。御審議よろしくお願ひいたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。

本件に対して質疑，御意見ございましたらお願ひをいたします。

○石隈委員

質問なんですけど、教えていただきたいんですけど、この採点の仕方なんですけども、1番の類似施設における実績と専門性というのがあって、この配点90点ということは、9名いらっしゃるんで1人は10点ということになるんですかね。

○藤代スポーツセンター長

はい。先ほど申し上げましたとおり、9名の合計点ということになりますので、この90点とあるのは、1人持ち点10点掛ける9名ということです。180のところは、20点掛ける9名ということです。

○石隈委員

その10点のときに、例えば私だったらどうするかと、どのぐらいが5点、6点とかというのは目安みたいなのは何かあるんですかね。

○藤代スポーツセンター長

採点をする前に、事前に委員の皆様にお配りしたんですが、こういったところをよく確認して採点をしてくださいということで、チェックポイントみたいなのを、今ちょっと手元にはないんですけども、そういったものを作って、5段階で点数をつけていただくような形としております。

○石隈委員

5段階で、結果的には10点という評価ですね、

○藤代スポーツセンター長

そうですね。最高点が10点、8点、5点、3点、1点という形で点数をつけて、その中で該当する、自分が思った点数のところ丸をつけていただきました。

○石隈委員

わかりました。ありがとうございます。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第59号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第59号は、原案のとおり決定をいたしました。

続いて報告31、取手市立学校等給食運営協議会からの答申についてを議題といたします。

本件についての報告を三浦学務給食課長お願ひします。

○学務給食課長

そうしましたら、報告31、取手市立学校等給食運営協議会からの答申について、報告いたします。

まず初めになんですが、取手市立学校等給食運営協議会につきまして、御説明をさせていただきます。こちらにつきましては、取手市立学校等給食運営協議会条例に基づきまして、取手市立小学校、中学校及び幼稚園の給食を適正かつ円滑に実施し、児童、生徒及び幼児の体力向上を図るために設置されるものでございます。協議会は、取手市教育委員会の諮問に応じて、学校給食の基本方針及び運営等について調査、審議し、教育委員会に対し建議するものでございます。

このたび、教育委員会から協議会に諮問した内容につきましては、御手元の資料の5ページ、そちらにございますとおり、令和元年10月に予定されている消費税の改定に伴う学校給食費の取り扱いについてと、取手市立小中学校での学校給食方式の再検証についての2つの項目でございます。会議の状況に関しましては、こちらは2ページにございますとおり、平成30年12月19日から令和2年10月6日までの約2年間にわたって7回開催しまして、諮問内容に関する説明や協議、市内・市外の学校給食調理施設の視察、現地での学校給食の試食を行い、協議を進めてまいりました。

委員の構成につきましては、取手市立学校等給食運営協議会条例の第3条に基づきまして、取手市立学校長2名、取手市立幼稚園長1名、取手市立PTA代表2名、学識経験を有する者5名の計10名で組織されました。

それでは、まず初めに、1つ目の令和元年10月に予定されている消費税の改定に伴う学校給食費の取り扱いについて御報告いたします。こちらにつきましては、消費税率の改正の時期や具体的な内容が不透明な状況でございましたが、平成31年10月から消費税率が8%から10%に改定されることを前提として協議を始めました。前回、平成26年に消費税が5%から8%に引き上げられた際には、今回と同様に学校等給食運営協議会を設置しまして、小学校児童及び幼稚園児の給食費を月額120円値上げ、中学校生徒及び教職員等につきましては、130円の値上げを実施しました。その後、現在まで給食費の改定は行われておりません。

給食費の検討につきましては、食材料の購入費については、軽減税率が適用されることが決まり、8%のままになりましたが、議論を進めていく中で、現在の原材料費等を客観的に示してもよいのではないかということになりまして協議を続けてまいりました。検討に当たりまして事務局からは、学校給食実施基準が変わったことや、食材料の購入価格が年々上昇傾向にあること、消費税率の引き上げによる輸送コストの高騰や最低賃金の上昇等、人手不足による人件費の高騰など、さまざまな部分で値上げ傾向にあることを説明しました。さらに、取手市の食材選定基準、県内の市町村の学校給食費の状況などを説明しまして、委員の皆様にご意見をいただきながら協議を進めてきました。このうち、主に副食材料費となる食材を一品一品確認しまして価格を比較することは、非常に難しい状況であることから、主食価格について、その価格の推移から見た給食について説明し、協議を行いました。

資料の4ページをごらんください。こちらに米飯、パン、麺などの主食と、牛乳の価格推移について載せております。米飯、米パンは、平成25年度から26年度に価格が下がりましたが、その後、他の主食等と同様に微増傾向にあり、主食と牛乳価格を平成26年度と令和元年度を比較しますと、一月当たり税抜で130円、税込みで141円上がっております。また、取手市が学校給食の主食となる基本物資の供給を契約しています茨城県学校給食会からは、県内委託加工業者が後継者不足や資金繰りなどを理由に減少する中で、児童生徒の減少、学校の統廃合等に伴う配送区域

の変更等に対応し、今後も基本物資を安定供給していくためには、委託加工工場の維持確保が必然となっており、主食の加工賃が令和2年度から最大で1食当たり3.2円の値上げが決定し、こちらの金額を一月当たりに計算しますと約60円になることも説明させていただきました。このようなことから、事務局としましては、安全安心な学校給食を提供し続けていくため、また、取手市の学校給食のおいしさを維持していくためにも、主食の高騰によって、副食材料費への影響が出てしまっていることを理由としまして、現在の給食費を月額200円値上げする必要があることを提案して、委員間で協議いただいたところでございます。委員の皆様からは、資料の8ページにありますような内容の議論がなされまして、最終的には出席委員の全員が答申案に賛成したところでございます。

答申につきましては、戻りまして1ページの結論、こちらにありますとおり食材に関しては、現在は軽減税率適用により8%を維持しているものの、物価上昇により取手市の安全でおいしい給食の提供に影響を及ぼしていることから、給食費の取り扱いについては月額200円の値上げが相当と考える。なお、値上げの時期は、年度途中を避け、最速で令和3年度からが望ましいと考えるという内容になっております。

続きまして、取手市立小中学校での学校給食方式の再検証についてでございます。学校給食の運営方式につきましては、現在、取手地区が単独校調理方式、藤代地区が共同調理方式で給食を提供しております。どちらの方式におきましても、衛生管理の徹底のもと、食材は旬なものを使い、だし汁は鰹節から取るなど、おいしい給食づくりを心がけて、児童生徒に安全で安心なおいしい給食を提供しているという状況であります。こちらの運営方式につきましては、取手市と藤代町が合併する以前から異なった方式を採用していたことから、取手市と藤代町の合併の際にも協議してきた経緯があり、取手市・藤代町合併協定書には、学校給食に関することとして、一本化を図り実施する。なお、新市に移行後速やかに検討することが明記されております。そのため、合併後の平成18年には、今回と同様に給食運営協議会を設置し、運営方式について3回の協議が行われ、当時の答申では単独自校方式が適当であると結論がなされました。また、その後開催された教育委員会定例会で、市立小中学校の給食方式を単独自校方式にすると、その当時の方針が示され、附帯意見として、今後の自校方式の設備整備については、学校の適正規模適正配置、あるいは耐震整備との整合性と財政面を考慮し、段階的に整備促進を図ると定められました。平成18年に答申をいただいてから既に10年以上が経過し、当時とは現在に至るまでの間、社会情勢や財政状況などがかなり変化していることから、答申内容について改めて再検証という形で協議会に諮問し、協議してまいりました。

委員の皆様には、前回の答申をいただいてから、これまでの期間、リーマンショックや東日本大震災の発生などにより、税収減少と市の財政が悪化する中、教育委員会では児童生徒の安全を第一に考え、学校施設の耐震補強工事や教室へのエアコンの設置工事、大規模改修工事を優先して実施してきたこと。また、給食施設について衛生面の厳格化、衛生基準の変更に伴う改修や、大規模改修工事に合わせて給食室の改修を実施して、衛生面に配慮した安全でおいしい給食を児童生徒に提供している状況などを御説明しました。そのほか、市内・市外にあります単独校調理方式、共同調理方式の給食施設の視察と、視察先での試食を通して、委員からさまざまな御意見と御感想を資料の6ページから8ページにありますとおりいただいたと

ころでございます。一部を御紹介させていただきますと、単独校調理方式、共同調理方式ともに、おいしさや温かさなどは遜色がない。大きく違っていないなどの意見が出されたところでございます。こういった意見や、取手市の財政状況を踏まえまして、協議会の結論としては、現在の運用方式を維持していくことが適当であるとの答申案に出席委員の全員が賛成したところでございます。

答申につきましては、1ページの結論の下段にありますとおり、平成18年度の答申、単独自校方式への統一から、現在に至るまでの状況が大きく変化しており、現状の厳しい財政状況や将来の財政負担を考えると、単独自校方式への統一を図ることは困難と判断されること。給食センターの食事は自校給食と遜色がないこと。衛生面では、いずれの方式でも適正な運用管理が図られていることから、現時点においては給食センター方式を維持していくことが適当と考えるという内容になっております。

今後につきましては、年内をめどに定例教育委員会において取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則を上程し、あと保護者への通知など、そういったものを行う予定で進めてまいりたいと考えております。

以上で長くなりましたが、報告を終わります。

○教育長

報告は以上でございます。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○猪瀬委員

私も昨年、この委員会に参加させてもらって、非常に取手市の給食がおいしいというのが身をもってわかったもので、それで物価が上がったり、安全でおいしいものを食べるというのは、子どもたちが毎日食べるものなので、そういうことに対して値上がりというのは、しょうがないのかなと思っております。それで、現時点では給食センター方式をどちらも、自校とセンター方式を維持するということなんですけど、今後まだ取手市というのは単独を目指して、これからも運営委員会が進んでいくのかというのをちょっと知りたいのですけれども、よろしく申し上げます。

○学務給食課長

御質問にお答えします。単独を目指すというのは、旧藤代地区のことでよろしいですか。

○猪瀬委員

取手市が全体として自校式を目指していくのかなというところなんですけども。

○学務給食課長

申しわけございません。現在のところ、今回答申をいただいた内容を本当に進めていきたいとは考えております。あと、来年度なんですけども、取手市では公共施設等総合管理計画の第一次行動計画というものが作成されますので、そちらが建物の個別の維持目標が示される予定ですので、そことの兼ね合いも考えながら進めていきたいとは考えております。

○教育長

将来的な見通しをお尋ねなので。

○学務給食課長

将来的には、自校方式というのは、今のところ取手市の財政状況とかが厳しいものですから自校方式に——あと近年の流れといいますと、どちらかというセンター

一方式に流れているところが多いものですから、そういったことを考えますと自校方式ということは、市内全部の学校を自校方式にするということは難しいのではないかと考えております。

○猪瀬委員

ありがとうございます。

○教育長

現在、自校方式にしても衛生管理基準がかなり厳しくなっていて、それを単独校で実施するのはかなり難しいという状況なので、ほかの自治体でも概ねセンター方式に切りかえたりとか、センター方式でやっているところも大規模化とか、そういう傾向が見られるんですよね。そういったギリギリの衛生基準を満たすために、単独方式にしても、共同方式にしても、取手は作業工程なんかをきちんと見直してやっているというところですよ。

そのほかございますか。櫻井委員。

○櫻井委員

御説明ありがとうございました。猪瀬委員もおっしゃった200円の値上げなんですけれど、令和3年度からということですが、やはりこちらの説明に関して、この諮問会議の中でもあったと思いますが、保護者の方への説明、こういう理由で200円上がりましたという説明は丁寧にさせていただければ御納得いただけるかと思えます。また、その説明の中でぜひ入れていただきたいのは、先ほどからおいしい、おいしいと、それはもう皆さんわかっていることなんですけれど、安全ということ、地元の野菜を使っていること、国産の野菜、国産材料100%で、だしに至るまで化学調味料的なものは使っていないということ、そちらをぜひ声を上げて言っていたきたいと思えます。やはり保護者の方も、おいしいにしても安心安全というのが一番がかりなところでありますので、そちらを声を大にして言っていたいただければ、保護者の方も御納得いただけるのかと思えます。

○学務給食課長

そうですね、櫻井委員のおっしゃるとおり、その部分はきちんとPRして保護者に伝えていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○小谷野委員

意見ということで聞いていただきたいんですけど、これ自校方式にしようという話し合いが出てから、随分長いんですよ。ずっとやってきて、この給食協議会の答申としては、やむを得ないじゃないかと、自校方式は難しいんじゃないかという形で、毎回出てくるんですよ。だから、そろそろ結論を出していいんじゃないかなという気がしているんですよ、そういう意味では。自分なんかも、藤代町に勤務したとき、それから、その後取手市に勤務したときに、給食のうまさは全然違っていたんです。二中に行ったんですけど、やはり自校方式の味はよかったですよ、藤代にいるときより。温かさも違う、味も違う、何だこれと思ったんですよ。だから、その当時と今は、皆さんがこの中で伝えられているように全然違ってきている。しかも、櫻井委員がおっしゃったように、安全面についても非常に考えて、十分に気をつけながら調理しているという状況がある以上、もうここら辺で結論を出してもいいんじゃないかなという気がしていますので、そういった方向性で今後進めていってもらえたらいいなという思いが非常に強いです。大変でしょうけど、頑張っていたきたいなと思えます。以上です。

○学務給食課長

はい。今回、答申を受けまして、当面の間はこのような形で進めて、単独自校方式と給食センター方式を両方、しばらくの間は続けていきたいと思っております。ただ、それほど施設のほうが高くもつとも考えられない部分もございますので、そちらがそういうことになる前に、もう一度運営協議会のほうを立ち上げまして、再度、運営方式については結論を出していかなければいけないかとは考えております。

○教育部長

今後の方針ということで、きっちりお示しできればいいのかもしれませんが、今、三浦課長からもありましたとおり、現在のセンターの施設も、ある食数しか調理できないということ。それから、施設の耐用年数というのもあります。これまで、ここ数年、まだ施設の耐用年数あるものですから、かなりの大型の高額の設備の更新なんかも実施しております。そういうものを、現在まだ使えるような施設の状況ですので、先ほど三浦課長もあつたんですけども、来年度、公共施設の方針というものが個別方針が出てまいりますので、それとの整合性を図りながら、最終的には、委員がおっしゃるとおりのセンター方式というものも、今後、運営委員会の中で協議を再度していく必要があるのかなというふうに思っております。

○教育長

施設の考え方そのものが長寿命化といいますか、今まで従来ですと、古い施設については建てかえとか更新みたいな形でしたけど、そういった切りかえが、今後少し考え方をええなくちゃいけないというのもあるので、ちょっと三浦課長もはつきり話がしづらい部分があります。

そのほかございますか。櫻井委員。

○櫻井委員

ちょっとずれるんですけど、先日、市内の方から「学務給食課という課があるの」と聞かれまして、あるんだよという話をして、「給食の課があるの」ということで、間違いなくありますよという話だったんですけど、その中で、わざわざ学務給食課と給食を入れているのは、取手市も給食を大事にしているんですよというお話をさせていただいたんですけど、やはりそういった姿勢で、今後、つくばみらいのセンターのところも読ませていただいたんですけど、やはりセンターにしてしまうと、今、給食事業は取手市直営で、給食の調理員の方をお願いしてやっていますけれど、センターにしてそれを指定管理者にお願いすると、今、取手市が大事にしている食の安全というの、今後どうなるかなという懸念もあります。ですので、食べるということ、給食を食べるということを大事にしている、子どもたちの食についても教育委員会でしっかりと考えているというこの姿勢を大事にしていきたいなと思っております。以上です。

○教育長

はい。御意見深くちょうだいいたしました。

そのほかございますか。石隈委員。

○石隈委員

皆さんの御意見を聞いて、私も取手の給食を早く食べてみたいと思っております。学校訪問をしたときにいただくと、やはり給食ってありがたいなと思うんですけど、食育という意味でいえば、こういう値段が上がったときに家族でも話題になるでしょうから、授業のどこかで取手市はどういうふうに給食を工夫しているか、

栄養とか、それから家庭科の授業もそうなんですけど、この経済的に値段がどういふふうな仕組みになっているかというの、いい機会なので、子どもたちと一緒に勉強できればいいなというふうに思いました。

○教育長

いろいろな形で保護者、児童生徒に対しても、給食の運営の仕方、食の大事さも含めてきちんと伝えることが重要で、そのために維持するための値上げであったりとか、取手市の当面の考え方ということをお示しする必要があるということに改めて感じた次第です。ありがとうございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 31 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 31 の議事を終わります。

続いて報告 32、いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター長

それでは、よろしくお願いいいたします。報告 32、いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてでございます。いじめの再発防止策への対応について、別紙にて本日報告をさせていただきます。かがみをめくっていただきますと、報告があります。

まず、1、取手市の新しい学校教育の取組みについてでございます。4月に導入しました、新しい3つの取組みについて、保護者アンケートを実施いたします。小学校は、2、4、6年生の各ブロックの抽出実施。中学校におきましては、第2学年の保護者を対象として実施をいたします。この中では、取組みの認知度や実感といったものについて情報を収集したいと考えております。小学校のチーム指導につきましては、保護者の方々、現時点ではなかなか実感が薄いのかなといったところも予測されますが、そういったことも踏まえて実施していきます。また、生徒につきましては、昨年度の固定担任制から全員担任制へと大きく体制が変化しましたので、中学校2年生を対象としたアンケート調査を実施いたします。この結果は、今後の3つの取組みをどのように成熟させていくかといったことに活用していきたいと考えております。

続きまして、(2) 教育相談部会の取組み状況についてです。各学校の教育相談部会につきましては、学校連携支援員、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、県、市、スクールカウンセラー等が参加をしております。現在、さまざまな教育的ニーズへの対応として、学校の指導方針を確認しながら、どのように支援を進めていくべきなのかといったところを、さまざまな視点から具体的な対応策を協議して指導に当たっております。

(3) 2学期制についてです。10月12日から2学期制の2学期がスタートしました。保護者の方々には、先ほど申し上げましたアンケートの中で、学期の期間が長くなったことによる、お子様がゆとりを持って学校生活を送っていますかといった質問項目を加えて、保護者の方々の変化を感じ取ることは非常に難しいと思うんで

すが、項目に入れて調査を進めていきます。

続きまして、2番、さまざまな教育的ニーズへの対応です。この状況下、なかなか教職員全職員を対象とした研修が実施できない状況ではございます。しかし、現在、早いところで昨日、中学校でも実施したんですが、スクールカウンセラー・スーパーバイザーを各学校の教職員研修に派遣して、学校が抱えている課題等についての研修のアドバイザーとして、研修を進めております。昨日は、藤代南中学校に派遣をしました。学校連携支援員も同行したんですが、若い教員の方から質問が絶えなかったということで、予定時刻を15分程度オーバーして研修を終わったということ、報告を受けました。今後も小中問わず、学校の要望に応じて研修を進めてまいります。

続いて3番、第2回教育相談部会の研修会の実施です。こちらにつきましては、教育総合支援センターを会場に、教育相談主任研修会として第2回を実施いたします。今回は、スクールカウンセラー・スーパーバイザーによる、不登校児童生徒へのアプローチの仕方、そういったところに焦点を絞って研修を進めてまいります。子どもたちの見方、考え方、学校現場に生かせる、そしていじめの再発防止策に結びつけるための研修という位置づけをしております。

最後になります。4番、ひまわりルームと所属校のウェブミーティングです。10月15日、22日、実際にセンターと当該校の先生、校長先生と、Zoom会議システムを使って交流をとらせていただきました。生徒なんですが、モニターを通した会話でも、なかなか会話が弾むまでに時間はかかったんですが、第1回目の15日に関しては、大体10分程度、22日の第2回目に関しましては大体7分程度、交流を深めました。今後なんですが、やはりこれは継続的に進めていくといったところで、当該校の校長先生又は情報担当の先生方に協力をいただきながら、学校現場でもモニター越しに出てこられる先生方が少しずつふえていくような形をとっていきたいと思います。また、モニター越しでもなかなか会話が弾まない生徒に関して、どのような形で交流を深めていったらいいかといった課題も明確になりましたので、センターでも協議を進めていきたいと考えております。

以上で報告を終わりにします。

○教育長

報告が終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○石隈委員

よろしいでしょうか。まず、アンケートで、保護者のほうはウェブによるアンケート調査ということで、これはうまくいきそうというか、大丈夫。

○教育総合支援センター長

現在、システムの調整中ということで、実は校務支援システムを使ったものに切りかえて、今準備を進めております。前回は、Google等でということだったんですが、取手市で導入しているものでのアンケートが可能になりましたので、今こちらのほうで進めているんですが、調整中です。

○石隈委員

わかりました。それを話題にしたのは、今回の3つの取り組みをどう進めていくかということで、私どもの研究として一緒にやっている調査も、第1回目は基本用ということで、大変な中、紙でやっていただいて、センター長みずからデータの整

理もやっていただいて、今、私どものところにあるんですけど、今回はウェブでできると、あとの整理もすごくやりやすいし、途中のデータ処理も省けますので、やればいいなというふうに思っています。それをちょっと共有したかったことが1点です。

もう一つは、教育相談部から立ち上がって、職員研修とかでも若い人が参加して質問がたくさん出るというのは、とてもいいことだと思います。というのは、全国的に教育相談とか生徒指導というのは、若い先生が少しずつ意識が低下してきて、何か不登校やいろいろな問題をスクールカウンセラーに丸投げじゃないですけども、専門家に任せる、センターに任せるという傾向が全国でふえている中、取手市では教育相談部会というのは、新たに取上げたことと、いじめ防止策ということで、若い先生もそういった意味で職員研修と一緒にやれるということとはとても大事なので、ぜひそれを続けていただいて、その教育相談というのがいわゆるカウンセリングだけじゃなくて、授業の工夫とか、日ごろの生活支援だということが伝わっていくと、いじめの予防になると思います。それが2点目です。

3点目のひまわりルームとのウェブミーティング、これはとてもいいなと思って。前回、所属の先生方がひまわりルームとか適応指導教室に見に行くと、生徒と話すと、その担当の先生とチームミーティングをやるとするのは全国的にやられていますけど、今こういう御時世でウェブミーティングをやったということと、そこに生徒も顔を出したというのは意味があって、2つ意味があると。1つは、生徒の所属意識と書いてあるように、学校とのつながりを細くてもいいから維持するということと、あと、その子の様子、なかなか会話が始まらないのもそれは当然なので、この子のしんどさとか、学校に持っているイメージとか、何がこの子の困難なのかというのがわかるアセスメントの1つの手だてになると思うので、そういった意味では、そういう生徒たちと一緒にミーティングするというのはすごく価値があることだと思います。逆に、ウェブミーティングのほうが学校の先生と話しやすいという子もいるんじゃないかと思いますので。以上です。

○教育総合支援センター長

はい。ありがとうございます。まず、研修についてなんですが、教育相談部会につきましては、限られた先生方と学校連携支援員、またスーパーバイザー等で会議を行っております。その中で、管理職の先生方からは、教育相談部会に全職員が参加したいんだというような前向きな御意見を実は多数の学校からいただいております。その延長線上として研修といったところも、特に小学校では考えておりますので、今後積み重ねていきたいと思っております。

ウェブミーティングに関しましては、とにかく継続的に進めていくといったところをセンターの職員がまず共通理解を図って進めておりますので、当該校の生徒に限らず、また違う学校に所属している生徒も、その画面に入るといことも実際ありましたので、広がっていければなというふうに考えております。以上です。

○櫻井委員

御報告ありがとうございます。2件ありまして、御報告の中で教育相談部会、あと相談部会だけじゃなくて、若い先生も参加されている研修の中で、このいじめ問題に対して先生方が自分のスキルを上げていこうという、そういう姿勢が伺われて、大変頼もしく思われました。現在なんですけれど、日本では、いじめられた子への対応ということで、いじめられた子への対応ということがカウンセリングであると

かそういうのが主になっているんですけど、日本よりもさらにカウンセリングの文化が進んでいる外国においては、いじめる側に何か心に持っているものがあって、ゆがみがあって、それがいじめという問題行動に出ているのではないかという視点で、いじめた子への対応というのが進んでいると思います。取手市でも、今後そういった、いじめる子はどうしてそういうことをしてしまうんだらうという、そういう視点で、いじめる子への対応、その視点での研修も先生方にしていただけばなと思います。と申しますのは、いじめ問題専門委員会で、何回か出席させていただいて、実際にいじめ問題専門委員会の先生方は、いじめられた子ではなく、いじめた側の子たちの話をすごく丁寧に聞いて報告書をまとめてくださっていました。なぜ、この子たちはこういう行動をとったんだらうという、さすがに臨床心理士の先生がおふたりもいらっしゃるので、その分析が丁寧で、どうしてその問題行動につながったかという分析がとても丁寧にされていました。やはりこれからは、いじめられた子ももちろんですが、いじめた側の姿勢、なぜこの子はこういうことをしたのかという視点も大事かと思しますので、そういったことも研修に取り入れていただければと思います。

あともう1点、ひまわりルームとのウェブミーティングなんですけれど、こちらに関西のどこの自治体かちょっと失念してしまっただけなんですけれど、このタブレットを利用した、不登校の子の家で担任の先生との交流、そこから不登校の子が登校できるようになったということで、やはり不登校の子では、先生に対するハードルよりも、周りの友達に対する友達のハードルが高いので、このICTの活用で一人一人タブレットを持つようになれば、そこを通じた面談指導、学習指導につながれるというような事例を先日見ました。今回は担任の先生ではなく校長先生というお話だったんですけど、ぜひこれを担任の先生と常に話せるようにして、先ほど松戸課長がなかなか話が弾まないとおっしゃったんですけど、なかなか話が弾まないのは多分大人でも同じだと思います。これを弾まないなりでも繰り返していくことによって、信頼関係ができ、話が弾むようになると思いますので、こちらのほうも担任の先生と、ひまわりルームへの通級で、さらにそこから所属校へのという形で、段階を踏んでつなげていっていただきたいと思います。以上です。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。いじめへの対応ですが、櫻井委員おっしゃるとおり、いじめた子の対応もとても大切だと学校も現場も考えております。やはりその背景を知ること、その背景を知る情報がしっかりと学校の中で共有されることによって、その子への日常的な対応といったところが、やはり加害とされる児童生徒の今後の成長につながるのかなと考えております。いただいた御意見をセンターでも共有して、学校連携支援員から教育相談部会の中でしっかりと伝達していきたいと考えております。

2つ目のひまわりルーム、将来的になんですが、英語の先生であるとか、理科の先生であるとか、ワンポイントレッスンではないんですが、そういったところに結びつけられればなということでは考えております。昨日も、職員の中で会議を行った際に、ひまわりルームでは本当に普通に会話をしている、笑顔も見られる、なかなか学校に足が向かないというのは何でなんだろうと、そういった会話を何度も繰り返し行っているんですが、やはりなるべくハードルを低くしてあげることの手だてをまず講じていきながら、子どもたちの考えをしっかりと聞き取りながら、彼ら

たちのペースにあって学校に復帰ができればなというふうに考えております。貴重な御助言ありがとうございました。以上です。

○櫻井委員

すみません、あと Zoom でのウェブミーティングなんですけど、やはり先生方が何となくまだまだやったことないからというところはあると思います。ここは大越課長のほうで、ぜひ先生方にそういうのを、どんどん経験値を積んでいただいて、こういった ICT の活用につなげられるようなことを、どうしてもやはり周りの先生たちを見ると、対面の授業がいっぱいいっぱい、そこまでとてもとてもというような状態が見受けられますので、よろしくお願ひします。

○指導課長

はい。今、GIGA スクール構想に合わせまして教職員の研修を順次開始しているところでございます。今、櫻井委員から御指摘をいただきました、オンライン会議のシステムにつきましては、本市におきましては Teams を使ってということで、明確な方針が示されたところでございます。来月早々、11月5日の日なんですけど、県の教育研修センターから講師2名、それから本市の ICT スタッフ等も加わっていただいて、各学校の情報教育担当者を集めて、実際の実技研修を実施する予定でございます。その場面におきまして、各学校において、まず先生方が遊び感覚で、同じ室内においても使ってみると。先日ある学校におきましては、これは Zoom だったんですけども、同じ教室の中で子どもたちが密になることを防ぐために、同じ室内にいながらも Zoom で、グループで話し合いをするというような取り組みをされている学校さんも見ることができました。そういうような、まずは慣れるというところが重要な時期かと思ひますので、職員研修などを通して実際促してまいりたいと考えております。

○石隈委員

櫻井委員の御意見に触発されて、まさにタブレットを使うというのは、いろいろ使い勝手がよくて、長期欠席している子どもに対しての家庭学習の支援ツールとしてもとても使えますよね。だから、eラーニングも、きちんとやった場合には単位とか出席扱いをするという通知もありますし、今回休んでいる場合にその子のタブレットを通して、先生方とのかかわりや、その子の状況に応じた課題設定とかができれば、かなりタブレットが使えるので、不登校は一時的に心の休養であるとか、学校との距離感とか、いろいろ課題があるので、同じような学習ができないとしても、家庭でできる学習を続けることによって、学習の空白時間を少なくするというのは、とてもいいと思ひます。

それから、さっき松戸センター長が言った、ひまわりルームで英語の先生もというの、ぜひ進めていただいて、この適応指導教室って本当に長い歴史があつて、御存じのように、学校を休んでいる子どもが家庭と学校の間地点として、学校には行けないけど、外には出られるという子どもたちに来てもらつて、学校に行くための慣れる期間という、最初想定はあつたんですけど、今は文部科学省も将来の子どもの自立に向けた教育機関であるので、必ずしも学校に戻らない場合もあるし、戻る場合もあるんだけど、むしろそこでの教育のクオリティーというか、今回の小学校、中学校の義務教育段階の教育機会確保法の中でも、適応指導教室、教育支援センター、フリースクールを深く取り上げられていますけど、そこでどんな教育ができていくかということが極めて重要なので、ややもすれば通知、言い方に気をつ

けなきゃいけないんですけど、その子がいてくれてその日が穏やかに進めばいいという気持ちが強過ぎると、せっかく来てくれた子にどんな教育機会を与えること、提供できるんだろうということがやや薄くなってしまうので、中学校段階だったらもう当然英語が出てくるだろうし、高校に向けた準備も出てくるだろうし、そういう教育、多様な学びの場としてのひまわりルームの充実をしていただけたらと思います。

○教育長

ありがとうございました。猪瀬委員。

○猪瀬委員

取手市の新しい学校教育3つの取り組みのアンケートというのは、今後も継続的に続くのかということと、続くとなれば、それはどのくらいのスパンで進めていくのかちょっとお聞きしたいんですけども。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。まず、今回実施をします2回目といたしましては年度末、2月ごろを予定しております。なお、今回実施したアンケートにつきまして、内容を変更することも場合によってはあるかと、問題数の見直しもあります。ある一定の期間、しっかりと継続的にアンケート調査のほうは実施していきたいと現段階では考えております。以上です。

○猪瀬委員

ありがとうございます。保護者としてもコロナで、学校に全然保護者の方が授業参観とかで、その授業とかで、これだけ大きく取手市が変わって、すごく大きな3つのことになったんですけど、保護者自体が学校に本当に行けない、担任の先生とか、今、先生が誰かとか、先生の顔だったりとかもちょっとわからないという状況で、本当に大きく変わったんですけども、コロナの影響で、その実感というのは本当に多分感じられていない状況なんですね。こういうので実感するころになって、アンケートの結果が出てくるようになると思いますので、できればこれからもっといただきたいと思っております。ありがとうございます。

○教育長

ありがとうございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告32の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告32の議事を終わります。

次に、その他に入ります。事務局から報告等をお願いします。

○教育総務課長補佐

事務局から2点御報告させていただきます。まず1点目、令和2年第3回取手市議会定例会一般質問についてです。委員さんの御手元のほうに、令和2年第3回取手市議会定例会の会議録速報版の抜粋がお配りされているかと思えます。こちらについては、定例会で教育委員会に対して一般質問があった部分についての質問と答弁の抜粋部分になります。なお、こちらについては、校正のほうは完全ではございませんので誤字、脱字等がある場合もございます。お持ち帰りいただいて、内容の

ほうを御確認いただきたいと思います。

2点目につきましては、次回の定例会の日程についてです。次回の教育委員会定例会、11月17日火曜日午前中を予定させていただいております。また、通知文のほうを差し上げますので、お時間、日時を御確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上になります。

○教育長

ほかになれば、以上で今定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。令和2年第9回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時55分閉会